

要保護・準要保護児童生徒の就学援助について

小中学校の児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

●**対象者** 上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人
・生活保護法に規定する保護の対象となつていない人（教育扶助の範囲以外での援助となります。）
・児童扶養手当の支給を受けている人

・生活保護の停止または廃止の決定を受けた人
・その他病気、災害、解雇など特別な事情により、経済的に就学に困っている人

●**対象期間**
年度内（4月1日～3月31日）
※ 毎年度申請が必要です。

●**申請期間**
当初申請時期（6月中旬予定）
・当初申請期限日までに申請受付された方は、4月以降に対象基準を満たした日から対象となります。
・当初申請期限日の翌日以降に申請受付された方は、申請受付日からの援助対象となります。

申込方法

「就学援助希望申請書」に必要な事項を記入のうえ、準要保護の認定基準に基づく各証明書等を添付し上島町教育委員会学校教育課または学校に提出してください。申請書は、上島町教育委員会学校教育課または学校にあります。

●**問い合わせ** 上島町教育委員会
学校教育課 ☎77-2207

教科書展示会の開催について

令和7年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。
子どもたちが使用している教科書をぜひ手にとってご覧になっていただきたいと思ひます。
なお、昨年度より高校の教科書も展示しています。また、一般の方も自由にご覧いただけますので、ぜひお立ち寄りください。

●**期間** 6月14日（土）
～ 7月7日（月）
●**時間** 8時30分～17時15分
●**会場** セとうち交流館（図書室）
※ 閉館日はありません。
●**問い合わせ**
上島町教育委員会
学校教育課 ☎77-2207

「人権擁護委員の日」について

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。

差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお人権相談専用ダイヤルは、次のとおりです（外国語人権相談ダイヤルのみ午前9時から午後5時まで、それ以外の相談は、午前8時30分から午後5時15分まで）。

●**子どもの人権に関する相談は**
「子どもの人権110番」
☎0120-0007-110
●**女性の人権に関する相談は**
「女性の人権ホットライン」
☎0570-0070-810
日本語を自由に話すことができない外国人の方は

「外国語人権相談ダイヤル」

それ以外の人権に関する相談は「みんなの人権110番」
☎0570-0003-110

上島町の人権擁護委員

魚島地区 中村 一義
弓削地区 宮川 阪光
生名地区 村上 貴志夫
岩城地区 宮本 直樹

児童手当現況届制度のお知らせ

児童手当受給者の状況については、毎年6月1日住民基本台帳等で確認しております。原則、現況届の提出は不要です。

ただし、左記のいずれかに該当する方は、現況届および関係書類の提出がない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、必ずご提出ください。

●**【現況届の提出が必要な方】**
・配偶者から暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
・離婚協議中で配偶者と別居されている方
・支給要件児童の戸籍がない方

・第3子加算の算定対象となっている大学生年代（18歳年度末～22歳年度末）の子が学生でない方
・その他 上島町から提出の案内があった方

※養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」が必要です。

●**問い合わせ**
弓削 住民課 ☎77-2503
生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500
魚島町民生活課 ☎78-0011

全国一斉に「水道週間」

令和7年6月1日（日）から7日（土）までの1週間、国土交通省、環境省による「水道週間」が全国一斉に実施されます。今年のスローガンは、「透き通る 誇れる水に 感謝する」です。

各家庭で節水意識を高めて、蛇口をひねればいつでも使える安心・安全な水について興味を深めていく機会としていただければと思います。

●**問い合わせ**
公営事業課 上下水道係

☎77-45455

重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証の更新について

重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの受給者証は、有効期限が令和7年6月30日（月）までとなっておりますので、更新の手続きが必要です。7月1日（火）からは新しい受給者証に変わります。6月中旬には対象者に更新申請書を送付しますので、6月30日（月）までに各支所住民課または町民生

活課で更新手続きを行ってください。ご不明な点等ございましたら、左記のお問い合わせ先までご連絡ください。

●**問い合わせ**
弓削 住民課 ☎77-2503
生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500
魚島町民生活課 ☎78-0011



令和7年度 狩猟等免許取得のご案内

上島町では、イノシシ等による農作物への被害が多発しており、捕獲隊の方が有害鳥獣の捕獲を行っています。人手が不足しているのが現状です。

農家の方、定年退職をされた方、イノシシの出没により不安を感じている町民の皆さま、狩猟免許を取得してイノシシの捕獲を試みませんか。

町では、狩猟免許取得後に捕獲隊へ入会される方へは、次のとおり補助します。

○**狩猟免許取得・更新定額補助**
10 / 10
○**猟銃の所持許可取得・更新、猟銃の購入に係る費用** 10 / 10
（上限50万円）

狩猟免許取得を希望される方は、農林水産課（岩城）、産業建設課（魚島）の有害鳥獣係までお問い合わせください。

●**問い合わせ**
農林水産課（岩城）☎75-2500
産業建設課（魚島）☎78-0011